

秋田県公報

目次

ページ

告示

- 漁業災害補償法による付保義務の発生（七八六・水産漁港課）……………1
- 道路区域の変更及び供用開始（七八七・道路課）……………1
- 開発行為に関する工事の完了（七八八・秋田地域振興局建設部）……………1
- 公 告
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（地域活動支援室）……………2
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（北秋田地域振興局農林部）……………2

一 道路の区域及び供用開始の区間

道 県		道路の種類	
新	旧	旧新別	
能代五城目線	能代五城目線	路 線 名	
南秋田郡五城目町内川湯ノ又字日ノ沢一三番一地先から字三千刈三九番一地先まで	南秋田郡五城目町内川湯ノ又字日ノ沢一三番一地先から字三千刈三九番一地先まで	区 間	敷地の幅員(メートル)
一三・〇〇〇六三・〇〇	一三・〇〇〇四二・〇〇	九・五〇〇一七・〇〇	〇・二一八
〇・二一八	〇・〇九六	〇・二一八	延長(キロメートル)

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 二 供用開始の期日 平成十八年十一月二十日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十八年十一月十七日から同月三十日まで

告 示

○県営土地改良事業の換地計画の決定（平鹿地域振興局農林部）……………2

秋田県告示第七百八十六号

次の加入区の漁業区分に係る漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項に規定する特定第二号漁業者の同意について、同項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定に基づき、公示する。

平成十八年十一月十七日

秋田県知事 寺田典城

八森加入区
はたはた小型定置漁業

船川・脇本・船越・天王加入区
はたはた小型定置漁業であつて

男鹿市船川港船川、船川港金川及

する組合員が営むもの

船川・脇本・船越・天王加入区
はたはた小型定置漁業であつて

男鹿市船川港女川、船川港増川及

有する組合員が営むもの

秋田県告示第七百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成十八年十一月十七日

秋田県知事 寺田典城

船川・脇本・船越・天王加入区
はたはた小型定置漁業であつて

男鹿市船川港本山門前、船川港小浜、船川港双六、船川港椿及び船川港台島の区域内に住所を有する組合員が営むもの

船川・脇本・船越・天王加入区
はたはた小型定置漁業であつて

に住所を有する組合員が営むもの

象潟加入区 はたはた小型定置漁業

岩館加入区 総トン数十トン未満の漁船によりさし網若しくはは

え縄を使用して又は釣りによつて営む漁業を主とする

漁業

戸賀加入区 総トン数十トン未満の漁船によりさし網若しくはは

漁業

告 示

二 開発区域に含まれる地域の名称
潟上市天王字追分西二十六番七十七、二十六番七十八、二十六番七十九

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十八年十一月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 申請のあった年月日

平成十八年十月三十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あきたエンパワPLACE06

三 代表者の氏名

松葉谷 温 子

四 主たる事務所の所在地

秋田県秋田市広面字屋敷田三十四番地四

五 定款に記載された目的

この法人は、少子高齢社会の到来等による社会的・経済的・文化的な変化の中で顕在化してきた課題の解決のために、地域住民に対して、場の提供や研修・講座・相談・情報提供等の事業を行い、ともに生きる市民協働型社会の実現に向けて、エンパワメントできるコミュニティを創りだすことに寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、北秋田郡比内町土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十八年十一月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 退任理事の住所及び氏名

大館市比内町笹館字水無百六番地二

字羽立百三十番地

比内町中野字五日市袋五十一番地

字八幡台五番地

比内町笹館字羽立九十五番地

野呂 俊一

菅原 清吉

畠山 清俊

立石 勇喜

菅原 繁逸

大館市比内町独鈷字独鈷百七十九番地四
比内町達子字風呂添六十九番地一
比内町独鈷字向田十六番地
比内町笹館字笹館九十一番地
比内町独鈷字沢村百四十一番地
就任理事の住所及び氏名

大館市比内町笹館字水無百六番地二

字羽立百三十番地

比内町中野字五日市袋五十一番地

字八幡台五番地

比内町笹館字羽立九十五番地

比内町独鈷字独鈷百七十九番地四

比内町達子字風呂添六十九番地一

比内町独鈷字沢村百四十一番地

字橋場四十四番地

比内町笹館字笹館百七十九番地一

就任理事の住所及び氏名

大館市比内町笹館字笹館百六十番地

比内町中野字上前田八十九番地一

大館市比内町中野字上前田八十九番地一

比内町達子字相善廻二十九番地

高松 弘行

野呂 謙三

野呂 謙三

羽沢 繁志

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十八年十一月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（般若寺地区担い手育成基盤整備事業）換地計画書の写し

二 縦覧期間 平成十八年十一月十七日から同年十二月十八日まで

三 縦覧場所 横手市役所横手地域局

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円（税込）

印 刷 所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 862-8766 FAX 863-0005
E-mail: matsubara@matsumarasu.co.jp

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
松原 繁 雄